

学校施設整備基本計画 (令和2年3月策定)

説明資料

令和2年6月

第1章 学校施設整備基本計画について

第2章 学校施設整備の現状と課題

1 計画策定の背景・目的(P1)

本市の小中学校施設の多くは**昭和30年～50年代に建築**され、最も古い学校施設は今年度(令和2年度)に**築後60年**となります。

市では2013年3月に『公共施設再編に関する基本的な考え方』をまとめ、長寿命化を図りながら原則**60年**は使用することとしました。

学校施設の更新は多大な**費用と時間**を要し、市政に大きな影響を与えるため、着実かつ計画的に実施できるよう、本計画において今後20年間余を見据えた、目指すべき学校施設の**基本的な方向性**と、具体的な施設の**整備方針**および**標準的な仕様**を定めました。

第2章 学校施設整備の現状と課題

3 (1) 老朽化への対応(P6)

【現状】

各学校の最も古い棟の築年数(令和元(2019)年度末現在)

	50年以上	45年以上50年未満	45年未満
小学校	5校	3校	4校
中学校	3校	3校	0校
全体割合	44%	33%	22%

- ・ 長寿命化改修を行う時期の目安とされる**築後45年程度**を超えた学校が約8割
- ・ 市立小・中学校の**1/3**が、10年以内に**築後60年**を迎える

築後60年の意味

- (1) 施設が物理的寿命を迎える時期
- (2) 時代の変化に合わせることが難しくなる機能的限界

【課題】

- ・ 計画的な建替えと、建替えまでの適切な維持管理を行う必要がある。

(5) 新たな教育的ニーズへの対応(P8)

【課題】

- 『主体的・対話的で深い学び』の実現が求められている。
- 今後の学習活動においては、積極的にICTを活用することが想定される。
- インクルーシブ教育システムの構築に向けた取り組みが求められている。

【方向性】

- ➡ • 多様な学習形態に対応できる空間整備を行う。
- ➡ • ICT機器の進歩や活用方法の変化など常に最新の情報を踏まえ、施設の整備を行う。
- ➡ • 障害の有無にかかわらず各々の教育的ニーズに応じ、安全かつ円滑に学ぶことができる施設を計画する

※インクルーシブ教育システム…同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズに応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要であるとされている。

(6) 学校を取り巻く環境の変化(P9)

【課題】

- 学校運営における、教員以外の外部からの支援人材や地域住民の協力が不可欠。
- 災害時における避難所としての学校施設の充実。
- SDGs達成に向けた取り組み。



【方向性】

- 教職員、保護者、支援人材、地域住民がチーム学校として円滑に活動できる施設を計画する。
- 避難所として必要なスペースと機能を明確にし、計画的に配置する。
- 環境負荷の低減や自然との共生を考慮した施設とする。

(7) 建築上の制約条件の変化への対応(P9)

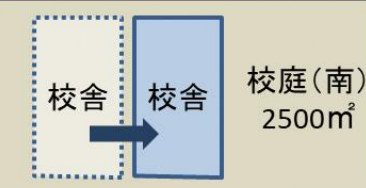
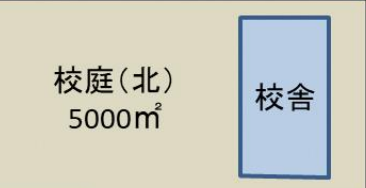
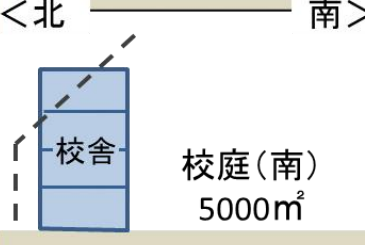
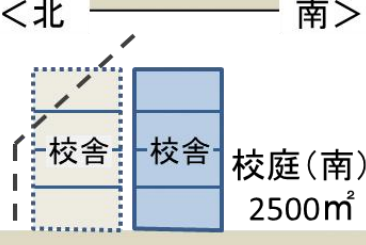
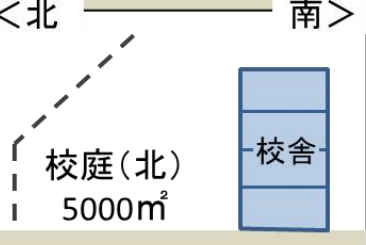
高さ制限、日影規制と校舎・校庭の配置

【現状】

- 高さ制限や日影規制など、建築以後に改正された法規制等により、現在と同じ規模、同じ配置で建替えができない場合がある。

【課題】

- 施設を効率的・効果的に配置するため、校舎棟と同時に他の棟を更新する必要がある。
- 現在の校庭に更新後の建物を建てるなど、配置を大幅に変える必要が生じる可能性がある。

	現状	改築(南側校庭)	改築(北側校庭)
平面	 校舎 校庭(南) 5000m²	 校舎 校舎 校庭(南) 2500m²	 校庭(北) 校舎 5000m²
立面 (斜線制限*)	 校舎 校庭(南) 5000m²	 校舎 校舎 校庭(南) 2500m²	 校庭(北) 校舎 5000m²
	絶対高さ制限、斜線制限*、日影規制*等において、既存不適格*または許可*を得た状態	現状と同じ場所では現行法に抵触するため、校舎を南に移動させなければならない	校舎を南側に配置すると、現状と同程度の面積の校庭を確保することができる

注意

建築上の制約条件が配置プランの検討に与える影響を分かりやすくするためのモデル。実際の配置案は個別校の改築で検討する。

第3章 学校施設整備にあたっての 考え方(P13～)

将来の施設像と老朽化対策
〈標準化〉

『第三期武蔵野市学校教育計画』における基本理念

「自ら人生を切り拓き、多様な他者と協働してよりよい未来の創り手となる力を育む」

(1) これからの時代に求められる資質・能力を育む教育

- ・主体的に、対話的に、深く学ぶことによって学習内容を人生や社会の在り方と結びつけて理解したり、生涯にわたって能動的に学び続けたりするために必要な力を育む教育活動を展開。
- ・思考力・判断力・表現力等を育成するため、生涯学習事業と連携
- ・人生や社会をより豊かなものにしていけるよう、必要な資質・能力を育む。

(2) 自信を高め、意欲を育む教育

- ・子どもたち一人一人が、自分のよさや可能性を認識して「自分らしさ」を見失うことなく、自らの力の向上に向けて努力し、安心できる環境の中で、自らの力を最大限発揮できるように自信や意欲を高める教育を推進。

(3) 多様性を生かす教育

- ・様々な背景をもつ子どもたちが一緒に学ぶ公学校の強みを生かし、多様な他者と協働しながら、答えのない課題に対して納得解や最適解を見いだす力を育てる等、よりよい社会を創っていくための多様性を生かす教育を推進。

(4) 学校・家庭・地域が相互に連携、協働した教育

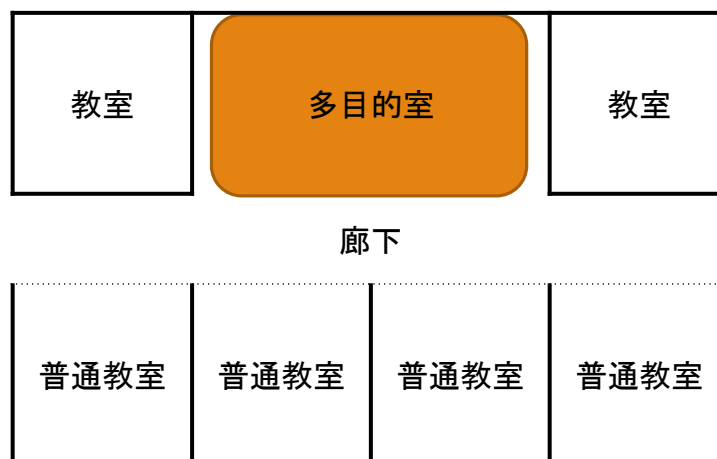
- ・家庭や地域社会が担うべき役割を明確にするとともに、PTAや地域社会の持続性にも配慮しながら、学校・地域社会・家庭がそれぞれの役割を主体的に果たし、同じ目的に向かって取り組めるよう、相互の意思疎通を十分に図り、連携・協働した教育を推進。

2 学校施設整備に向けた考え方(P14)

(1) 学習や教育の変化に対応し、主体的・対話的な学びができる施設 ア 多様な学習形態を可能とする教室・教室まわり

チームティーチングによる学習、個別学習、習熟度別・少人数指導による学習、グループ学習等の活動および児童生徒の学習成果の発表などに対応するための学習メディア等が活用できる**多目的な空間**として整備。

同様の多目的な用途や複数学年による学習等で使用できる**多目的室**を、普通教室と**連携しやすい場所**に整備する。



イ 主体的な学習活動を支援するラーニング・コモンズの整備（P14）

ラーニング・コモンズ内には従来の**学校図書館**のほか、パソコン教室の代替としての**ICT学習室**および集団での調べ学習等に活用したり、自習等に使用できる**多目的室**を併設。

小中学校それぞれの教育活動に応じた活用ができるよう、可変性を持たせた空間とし、児童生徒の活動範囲の**中心的な位置に配置**。

➤ 主体的な学習活動を支援する**ラーニングコモンズ**

現在

学校図書館
パソコン教室
多目的室



学校図書館、ICT学習室、多目的室を
1つのグループにして整備することで、
別々ではなく**一体的**に機能を発揮させる。

学校の中心に図書館

- ・ 読書センター 読書の楽しさ喜びを伝える場
- ・ 学習センター 主体的な学びを支える
総合的学習、自習スペース
- ・ 情報センター コンピュータ室と一体のメディアセンター
- ・ 交流センター 教室とは違う雰囲気の間、
他のクラス・学年の子どもとふれあう場
- ・ 教材センター 教材・資料・機器を一括管理する
- ・ 地域の広場 放課後、休日の居場所



コンピュータ教室からコンピュータのある学習センターへ

メディアセンター
アクティブラーニングスペース
ライブラリーラーニングコモンズ(LLC)

どこでもコンピュータが使える学校

学校全体のICT化
教える道具から、学びあいの道具へ
ネットワークによる情報の収集・発信
Wifi環境の強化



エ 自然災害に対する安全性の確保 (P16)

➤ 耐震性の確保(×1.25)

構造部材(柱・梁等) ・ 非構造部材(天井・照明器具等)

➤ 水害・風害等

発生を想定した施設の配置計画

オ 安全・防犯への対応 (P16)

➤ 不審者の侵入の抑止

機械警備設備、防犯カメラ、電子錠付き門扉 など

➤ 諸室間の連絡手段の確保

内線電話網と通報システム など

(3)地域のつながりを育てる施設 (P17)

ウ 地域の避難所となる施設



➤ 屋内運動場

避難所利用を想定
安全かつバリアフリー



➤ 校庭

災害時の活動がしやすい
校門の位置



➤ 家庭科室

災害時の炊出しでの利用
を想定



➤ 防災倉庫(100㎡)・備蓄倉庫(20㎡)
車両が寄り付くことができる場所に設置

オ 学校開放(多機能化)のための施設環境の整備

- 普通教室2コマ分の開放用多目的室
- 開放管理室
- プール



➤ PTA・青少協室



➤ 家庭科室



➤ 防災倉庫、備蓄倉庫



➤ テニスコート



➤ 屋内運動場

その他

ア 学校・家庭・地域の連携・協働を支える施設

イ 地域における児童福祉の場となる施設

エ 複合化への対応

カ 地域に調和し愛される施設

→ P17 ～ P18 をご覧ください

(4) 学校施設の機能・性能の維持・向上 (P18)

本市が必要とする学校施設の機能・性能を満たす更新は、長寿命化改修だけではいずれ困難となるため、財政的効果も勘案したうえで、**長寿命化は築後60年までとし、築後60年を目安に改築**をする。

改築と長寿命化改修の比較

視点	改築 (60年使用)	長寿命化改修* (80年使用)
時代の変化への対応 (機能的更新)	容易	困難【図表14】
工事の期間	長い(約2年)	長い(長期休業日と学期中)
廃棄物	多い	少ない
長期的費用	差異なし※	

長寿命化改修*では困難な機能的更新 (例)

教育効果	柱や構造壁の位置を変えることができないため、ニーズに応じた諸室の変更ができない
ゾーニング*	諸室の配置を変えることが難しいため、非効率な配置を是正できないほか、管理区分を明確に分けることができない
バリアフリー*	エレベーター設置等、現在必要な機能を満たすことができない場合がある
法適合	防火区画*等、既存不適格*の改善が難しい

第4章 計画・設計の具体的事項 (P21～)

オーソドックスな水準を確保
〈標準化〉

1 施設規模

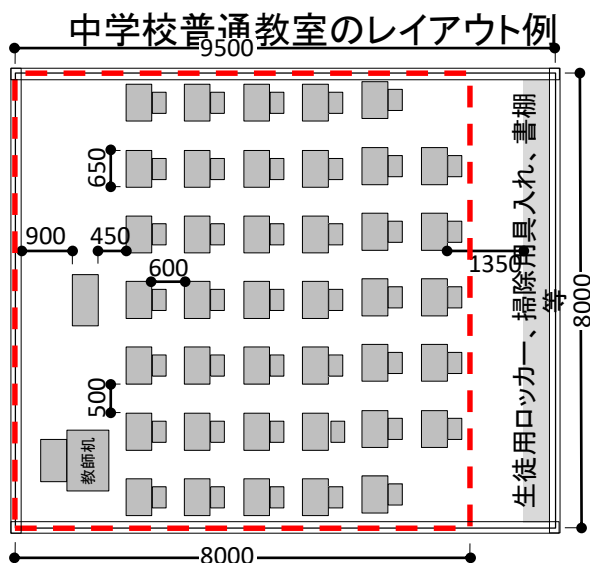
(1) 普通教室

小学校…68㎡前後 中学校…76㎡前後

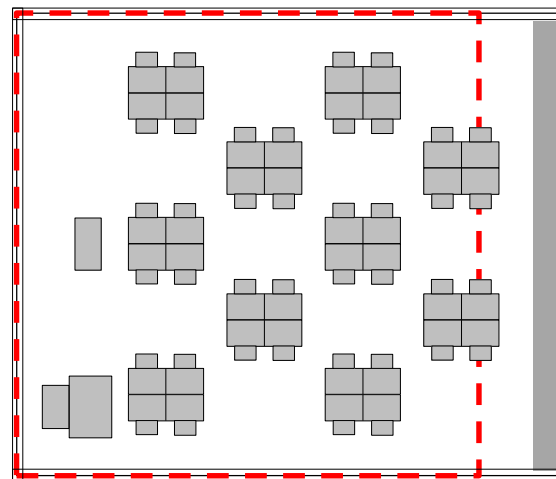
★普通教室1室あたりの上記面積を「コマ」と表現する。

点線: 現在の本市の学校の標準的な教室サイズ中学校64㎡(8m×8m)

(壁芯寸法*)



中学校グループ学習レイアウト例



(2) 面積

施設の面積は、諸室面積基準による面積を上限とする。

(3) 校舎(諸室面積基準) (4)校舎以外

P21～P22の諸室面積基準(P21、P22)をご覧ください。

施設の面積は、諸室面積基準による面積を上限とする。

➤ 校庭

50m以上の直線走路を確保

小学校120m以上、中学校150m以上のトラックを確保

2 施設の配置と整備方針（P23）

（1）共通事項

- ・学校の適正規模：中学校は各学年2学級以上 かつ 各学級概ね30人以上
- ・標準的な仕様：東京都「公共施設整備の基本方針」および「標準建物予算単価」に沿う
- ・環境性能：東京都「省エネ・再エネ東京仕様」のメニューを整備

（2）個別事項

→各部屋ごとの個別事項は、P24～27をご覧ください。

（3）管理区分

管理区分を分けることができるよう、ゾーニングを行う。

学校管理

教室ゾーン

管理ゾーン

保健・支援
ゾーン

開放担当管理

開放ゾーン

第5章 整備スケジュールと費用の 見通し(P29～)

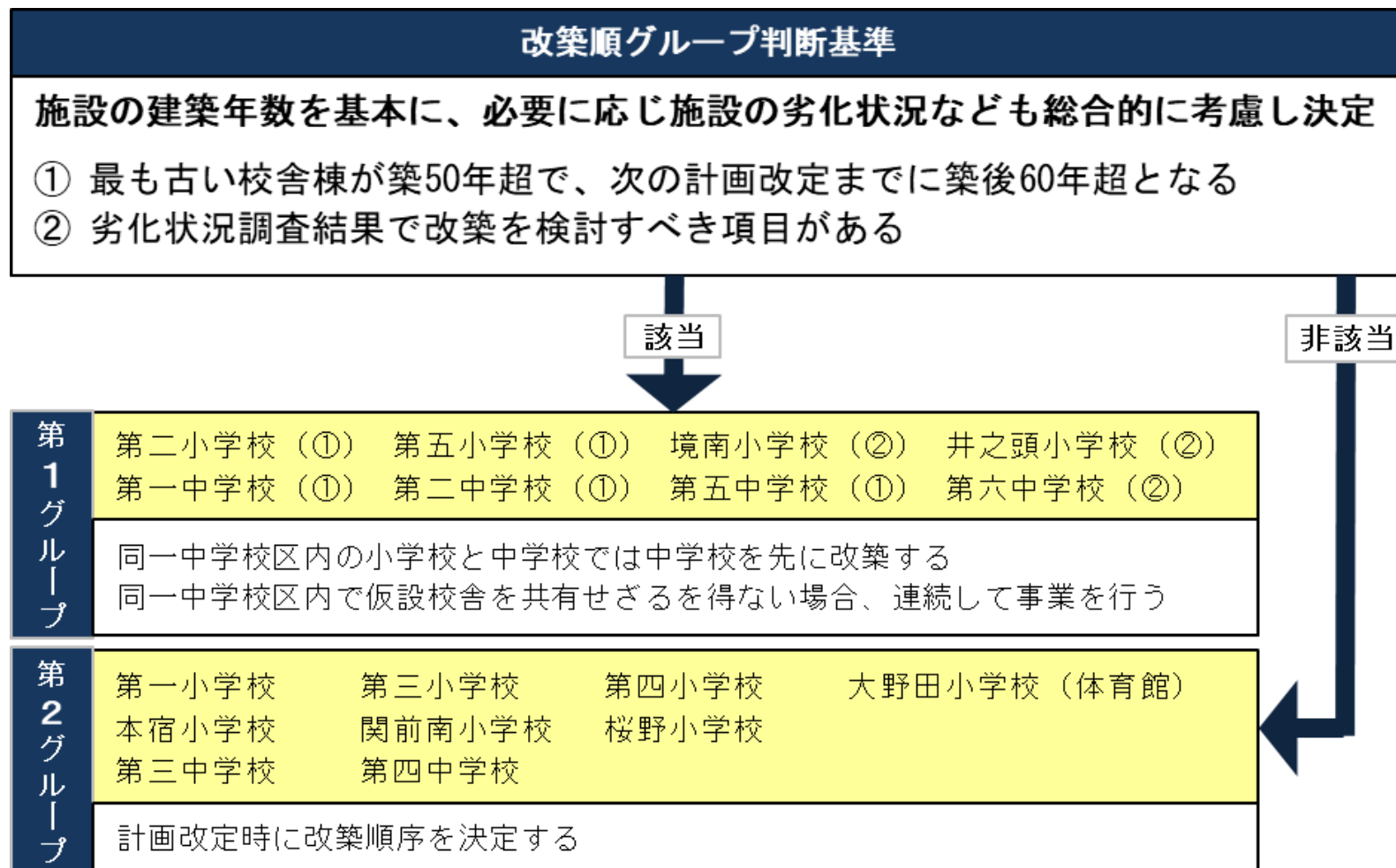
第6章 整備の進め方(P38～)

整備の進め方
〈平準化〉

1 整備スケジュール

(1) 改築順序の基本的な考え方(P29～)

P35をご覧ください



➤ 実施数(1年度あたり)

工事2校まで、計画・設計も含め**4校**程度とする。

➤ グループ内の順序

個別事情も含め総合的な観点から定める。

➤ 仮設校舎の考え方(P34)

可能な限り仮設校舎を要しない計画とする。

例外: 自校地に仮設校舎を設置できない場合

- (1) 同じ中学校区内で仮設校舎を共有する。
- (2) 中学校の改築で使用した仮設校舎を調整した上で、
小学校の改築時にも使用する。

→ 既存建物「劣化状況調査結果」はP29～P34をご参照ください。

第1グループの改築年次案(P36)

年度	2020 令和2	2021 令和3	2022 令和4	2023 令和5	2024 令和6	2025 令和7	2026 令和8 (計画改定)	2027 令和9	2028 令和10	2029 令和11	2030 令和12	2031 令和13
第五中	基本構想・ 基本計画	基本設計	実施設計	工事	工事	仮設共用	仮設共用					
第五小			基本構想・ 基本計画	基本設計	実施設計	工事	工事					
第一中	基本構想・ 基本計画	基本設計	実施設計	工事	工事	仮設共用	仮設共用					
井之頭小			基本構想・ 基本計画	基本設計	実施設計	工事	工事					
第六中					基本構想・ 基本計画	基本設計	実施設計	工事	工事			
第二中						基本構想・ 基本計画	基本設計	実施設計	工事	工事		
第二小							基本構想・ 基本計画	基本設計	実施設計	工事	工事	
境南小								基本構想・ 基本計画	基本設計	実施設計	工事	工事

2 事業費(現段階の参考試算)について

計画期間(令和2～25年度)合計

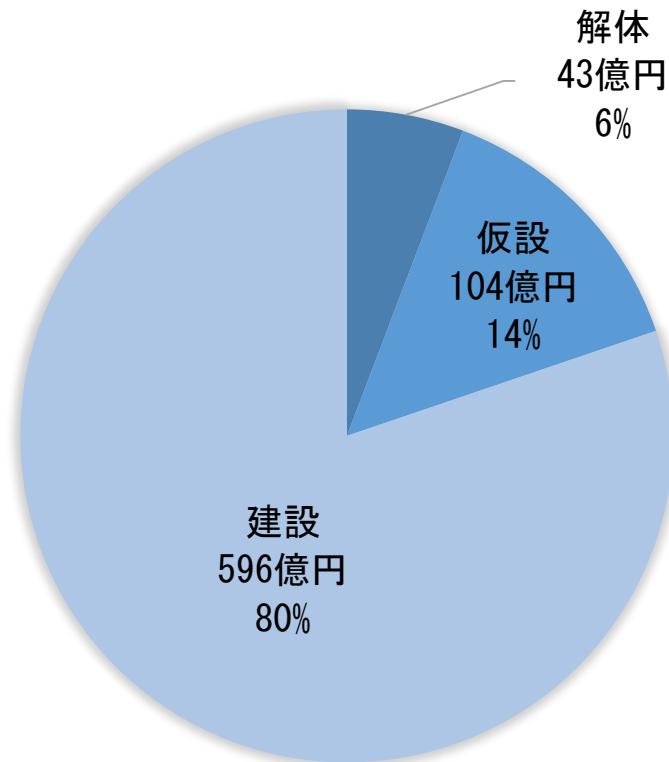
改築費 743億円

改修費 131億円

※ 増要素のみ反映、減要素は未反映

【未反映の減要素】

- ・ 東京都単価の24年間の変動要素
- ・ 諸室面積基準からの精査分
- ・ 仮設校舎の総数がさらに減る可能性



改築費内訳

○財政負担の平準化の仕組み

事業費が、**プラス・マイナス1、2割程度の幅で増減**する可能性を踏まえつつ、**単年度の負担を現実的な範囲に収める**仕組みを設ける。

- (1)工事は1年**2校**まで ⇔かつて最大4校
- (2)計画期間**24年間** ⇔かつて19年間
- (3)標準的な面積(**諸室面積基準による上限**)
- (4)標準的な単価(**東京都単価**)

第6章 整備の進め方 (P38)

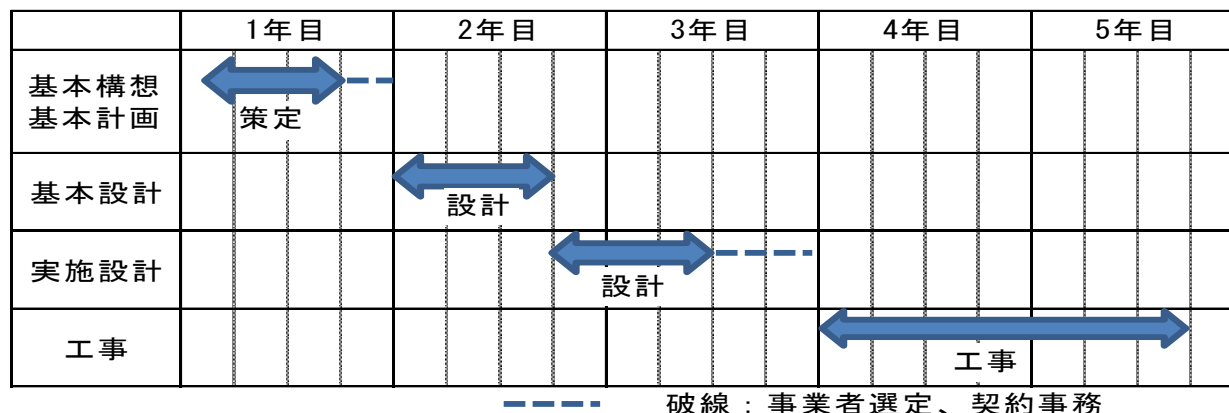
1 推進体制の確立

(1) 改築懇談会の設置 (P38)

改築する学校、保護者、地域住民、教育委員会等による改築懇談会を設置。
基本計画の策定にあたっては、改築懇談会で意見をききながら検討。

2 計画的な整備の実施

(2) 工程と期間 (P39)



(3) 議論の進め方 (P39)

改築懇談会を中心に、アンケート、説明会、ワークショップなど幅広く意見を聞きながら基本計画を策定する。